

平成 26 年 3 月 25 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

私立学校法の一部を改正する法律案に関連して、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

今回のこの改正案は、堀越学園の大混乱を一つの契機に、二度とこういうことを起こさないようにということで、法律を改正して学校の組織や運営の在り方を見直すと、こういうことだと理解をしております。

その中で、私、一つ大きな疑問があったんですけども、まず、今回の改正案の四十条の二で理事の忠実義務というのが規定されたわけなんです。そもそも学校法人と学校の役員というのは民法上は委任契約の関係にあつて、その委任契約に基づいて元々善管注意義務、これは善良なる管理者という意味で、善管注意義務というのを負っているわけですが、まず、今回あえて忠実義務を規定した理由を教えてくださいというのが第一点。

時間が短いので少しまとめて質問しますが、次に、この三十五条では役員として理事と監事というのが定められていますけれども、この四十条の二では、この忠実義務が理事だけで監事が除外されているんですね。ここが私、大きな疑問なんです。この理由も併せてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、今度の堀越学園では、適正な計算書類がないとか、計算書類に虚偽記載があったということが問題視されてきたわけですね。一方、私学法の三十七条で規定されているように、私立学校で財産状況を監督し、監査報告書を提出することになっているのは、監事なんです。ですから、会社法なんかでも、監事に該当する監査役にも当然忠実義務が課されているんですね。私は、今回の改正で監事に忠実義務を課さなければ、私はしっかりとした財務状況の監督がなされないというふうに考えておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

もう一步進めて、国立大学法人では会計監査人の設置が義務付けられています。そうであれば、一定規模の私立学校、私立法人についても会計監査人の設置を義務付けるべきではないかというふうに考えますが、このおおむね四点聞いたんですが、これに対して文科省の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（常盤豊君） 忠実義務の規定を設けた理由でございますが、学校法人及び私立学校の健全な発展を期すために、理事の義務を明確化する必要があるということが第一点。第二点として、他の法人制度においてもガバナンスや監督の在り方の見直しを求められたこと等に伴いまして忠実義務を新設する例が見られる中、学校法人制度においても同様に理事の義務を明確にしておく必要があるというふうに考えた。三点目でございますが、忠実義務

務違反が私立学校法違反であり、場合によっては民事上の損害賠償責任にもつながる可能性があることによって、理事の法令違反行為の抑止力となり得ること。こういうことから、今回、私立学校法に規定をするということでございます。

第二点といたしまして、監事でございます。忠実義務の規定につきましては、理事に課しましたのは、学校法人の業務執行を決定、遂行するため、その利益に自ら関与する機関である理事が最も、言葉は悪うございますが、最も不正を行い得る立場にあることから、そのような機関である理事の不正を防止することに主眼を有する規定として設けたものでございます。一方、監事につきましては、業務執行を行わず、それを監査する役割にとどまります。学校法人の利益に自ら関与するわけではございませんので、そのような義務を設ける必要性は低いものというふうに考えておりまして、今回、理事について忠実義務を設けたということでございます。

そして、国立大学法人との比較でございます。国立大学法人につきましては、その財源が国の予算から手当てされていることに鑑みまして、各国立大学法人の財務面における適切な事後チェックを求める趣旨から、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。学校法人につきましても、私立学校振興助成法によりまして、私学助成を受ける学校法人におきましては、所轄庁に届け出る財務書類について公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければいけないということとされているということでございます。

○松沢成文君 堀越学園はもう理事間で様々な混乱があつて、けんか状況になつちやつていったわけですが、ただやっぱりその一つの不祥事というのは、計算書類がないとか虚偽記載があつたとか、ここにあるわけですよ。そういうものを担当しているのは理事というよりも監事なんですよ。ですから、学校のお金が適切に使われていたか、それをきちっとするチェックの仕組みを強化していかないと、私は、これまたこういう不祥事が起きる可能性があると思つていまして、今後是非とも、この監事の忠実義務についてもしっかりと前向きに御検討いただきたいというふうに要望しておきます。

さて次に、昨年三月、学校法人堀越学園に対して解散命令を出すに至るまでに、過去の財務計算書類や創造学園大学の設置許可申請時の書類における虚偽記載、経営悪化に伴う賃金の未納、税金や公共料金等の滞納などなど、様々な問題が生じていたと聞いております。

これに対して、私大等経常費補助金の二年間の不交付措置とか、あるいは大学等の設置を五年間許可しない措置をとつたというふうに聞いておりますが、それでどのような効果があつたんでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 学校法人堀越学園に対する平成二十年度の私立大学等経常費補

助金が不交付決定となった理由は、堀越学園が文部科学省と群馬県へ提出した財務計算書類が平成十四年度から平成十六年度にわたって異なるものであり、学校法人の管理運営が著しく適正を欠いていると日本私立学校振興・共済事業団が判断したためであります。

また、寄附行為不認可期間五年の設定を講じた理由は、平成十六年度に開設した創造学園大学の設置に関し提出された申請書におきまして、財務関係書類の改ざんや監査法人による監査報告書の署名捺印が偽造されていることが判明したということであります。

文科省では、これらの措置により、法人運営の改善が図られることを期待をいたしました。が、同法人においては、上記の問題に加えて、さらに理事の地位をめぐる対立も生じ、管理運営機能が正常化されないまま解散を命ずる事態となり、結果的にこれらの措置のみでは改善が図られることはなかったというふうに認識しております。

○松沢成文君 現行法の六十六条では、財務計算書類等への虚偽記載を行った場合の罰則として、学校法人の理事や監事へ二十万円以下の過料に処する旨が記載されておりますが、こうした処分は行ったんでしょうか。

○政府参考人（常盤豊君） 六十六条の適用でございますけれども、このためには、所轄庁が法令違反の行為あるいは主体者などについて明らかにする必要があるということもございますけれども、平成十四年度から十六年度の財務計算書類等への虚偽記載の問題につきましては、当時の理事の物故等によりまして法令違反の主体者が明確にならなかったために、本件について六十六条を適用するための事実を立証することは困難となっております。

また、計算書類等を作成、備付け等をしていなかった問題につきましては、理事長の頻繁な交代等混乱がございまして、各理事の運營業務に関する責任の所在が曖昧となり、事実関係を特定するための確証が得られなかったことから適用は困難であると判断をいたしまして、このため、いずれの事案についても六十六条の適用は行われなかったということがございます。

○松沢成文君 本当にちょっと、そこがしっくりこないんですね。

法律を改正して、今回、役員解任勧告だとか立入調査を行えるようにするというのも重要です。これ、もう二度とこういう事件起きてもらっちゃ困るわけだから。

ただ、その前に、今、これまで起きていた、この法改正のもう発端となったこの堀越学園の事件に対して、まずはその責任の所在を明らかにして、対象者を特定した上で厳正に罰則を適用する、それが先なんです。それはうやむやになっていて、もうこういうの困るから法改正でいこう、これが私はしっくりいかないんですね。まず、その責任の所在を明らか

にして、対象者を特定して罰するということをきちっとやらない限り、順番が逆というか本末転倒になっちゃうんですね。

その辺り、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 堀越学園の件は、前理事長がこれはもう刑法犯で処せられている今最中でもございます。こちらの方の、現行法においては、今回のような事案については基本的に学校法人の任意の協力を頼らざるを得ないという状況がありまして、この本件の個々の法律違反事項について事実関係や責任の所在が必ずしも明らかになっていないというふうに認識しております。

今回の改正におきまして、報告徴取及び立入検査によって事実関係を確認することが可能という法律改正になります。また、措置命令によって組織としての運営の改善が図られるということになりますので、所轄庁が適切に対応することができる仕組みというふうになる法案ということで提出させていただいているところであります。

○松沢成文君 時間がないので、ちょっと最後に、少し大学の経営、組織運営、全体、大きな質問をさせていただきますけれども、日本にはたくさんの私学、私立大学ありますが、リーマン・ショック後の様々資金運用の失敗でかなり厳しいところに追い込まれた大学というのがありますよね。新聞でもよく出てきました。よく言われるデリバティブ取引みたいなもので巨額の損失を出した私立大学幾つもありました。かなり有名私学も報告されていまして。

大学というのは、まず生徒から授業料、学費を集めて、あるいは国庫助成で運営する、あるいは大学のOB含めて賛同者から寄附を募って運営費に充てる、これが大きな収入だと思います。確かに、大学は建学の精神に基づいて自主的な運営をやっていくと、こうあるべきですが、それと同時に、先ほども議論ありましたけれども、公教育の一翼を担っている。日本の国にとっても大変重要な存在ですよ、私学というのは。

その中で、こういうその資金運用の在り方、特にデリバティブのような投機的なものを使って資金運用をして、それが大失敗して大学の経営がおかしくなっていると、こういう実例もあるわけなんですけど、これまでこうしたデリバティブ取引みたいなもの、あるいはその失敗に対して文科省は何か大学を指導してきた実績はあるんでしょうか。

それとも、今後、この私学法全体を見直す中で、大学の資金運用の在り方含めた財務体質の強化みたいなことについて、何かこういう方向で新しい打ち出しをしたい、そういうものがあるんでしょうか。その辺りをいただきたいと思います。

○副大臣（西川京子君） 今先生がおっしゃったように、リーマン・ショックのときに、本

当に私も、幾つもの大学がいろいろな投機に走って大変な損失を受けて、学校の存続にも関わるといような状況を幾つも聞いております。そして、本当に先生が明確におっしゃったように、授業料を学生から集めて、そして税金もある程度補助も入っているという、私学の建学の精神はそうなんですが、やっぱり公共性の意味と、それとそういう公的なお金も入っているという意味で、一定の何がしかのそういう指導なりなんなりはそれは必要だと私も思います。

その中で、実は、建前上は、学校法人が、寄附行為やあるいはそれぞれの学校で定めております規程に従い、自らの責任でやるということが一応今建前にはなっております。

一方、そういう中で、今文部科学省として行っておりますのは、そういう学校法人の資産運用について、やはり安全性の確保を十分に留意し、必要な規程等の整備を更に推し進めて、学校法人として責任のある意思決定を行うとともに、執行管理等の規程についても適正に行うよう内部統制の確立が必要であると、そういう旨を指導しております。そしてさらに、学校法人に資産運用の注意を喚起する観点から、元本が保証されない金融商品による資産運用については、その必要性やリスクを十分に考慮した上で、資産運用の状況の把握及び必要な規程の整備を努める旨という通知を発出しております。

そしてさらに、実際にデリバティブ取引で損失が出た場合、明確に損失が出たと、契約額のときの時価との差額、その損失額を明確に会計で記載しろという義務、それからデリバティブ運用損支出等の項目をきちんと設けて計算書類上明確にするように記載しろという、そういう発出もしております。

そういう中で、結局こういうことを求めることによって、規制に代わる一つの大きなブレーキというんですか、自己責任でしっかりやるという、そういう効果はかなりできるんじゃないかなと思っております。

○松沢成文君 時間ですので終わります。